

2025 年 5 月 12 日 株式会社日本政策金融公庫

(単位:件)

# 令和6年度「事業承継マッチング支援」実績について ~成約実績は160件超。うち、「継ぐスタ」による成約実績は40件超~

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)国民生活事業の令和6年度の「事業承継マッチング支援」実績は、引き合わせ(マッチング)が709件(前年度比106.5%)、成約が163件(前年度比158.3%)、うち「継ぐスタ(※)」による成約は41件(前年度比128.1%)となりました(下表)。

(※)「継ぐスタ」とは「事業を受け継いでスタートする創業形態」です(日本公庫による呼称)。

成約 (累計 331 件)の属性をみると、譲渡側企業の損益は約3割が赤字となっています。また、「継ぐスタ」による成約先 (累計 80 件)のうち約3割は、移住を伴う県をまたいだ成約となっています (参考 1)。

このほか、令和6年度は、後継者不在企業のマッチングを一層推進するため、全国13箇所にてオープンネーム(実名)で後継者の公募を行う「事業承継マッチングイベント」をオンラインで開催しました。同イベントにおいては、事業譲渡を希望する48社の事業者が、延べ1,698名の参加者(事業の譲受に関心のある方や事業承継を支援する方など)に対して事業内容を紹介し、後継者を公募しました。

令和7年度は、同イベントを14箇所で開催する予定で、同イベントを開始した令和3年度から令和7年度末までに沖縄県を除く全都道府県で開催することになります(参考2)。

日本公庫は、地域で必要とされる事業を次代につなぐため、引き続き、全国 152 支店のネットワークを活かし、事業承継・引継ぎ支援センターや商工会・商工会議所等の外部機関と連携しながら、事業承継支援に積極的に取り組んでまいります。

# <事業承継マッチング支援の実績>

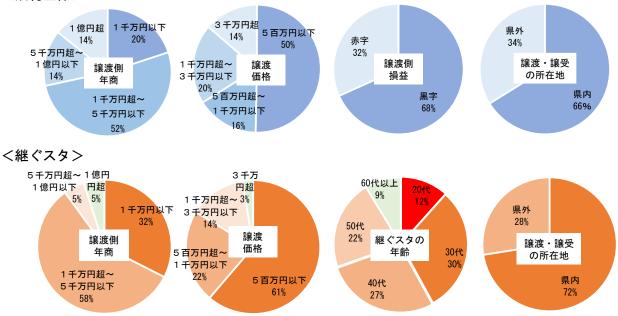
		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	累計
	引き合わせ (マッチング)	32	46	245	360	666	709	2, 058
成	成 約	0	2	20	43	103	163	331
		(0)	(0)	(2)	(5)	(32)	(41)	(80)

(※) 上記表の() 内は、「継ぐスタ」の成約件数です。

# (参考1) 事業承継マッチング支援の成約先属性

- ◆ 成約先(累計331件)の属性をみると、譲渡側は、年商5千万円以下が約7割、譲渡価格5百万円 以下が5割(中央値500万円)と小規模な先が中心です。赤字企業(約3割)も成約しています。
- ◆ 継ぐスタによる成約は、成約全体と比べて、さらに小規模な先が中心になります。継ぐスタ実現者 の年齢は、40代以下が約7割となっています。
- ◆ また、継ぐスタによる成約のうち、移住を伴う県をまたいだ成約は約3割となっています。

# <成約全体>



(参考2)オープンネーム(実名)による後継者公募「事業承継マッチングイベント」の開催

- ◆ 後継者不在企業と継ぐスタ希望者等をつなぐオープンネームの事業承継マッチングイベントをオ ンラインで開催しています。令和7年度は14箇所で開催予定です。
- ◆ 令和 6 年度末までに開催したイベント (32 箇所) に登壇した 124 社のうち、22 社が成約していま す。(令和7年3月末日時点)

#### <イベント概要>

特長	①後継者不在企業がオープンネームで登壇 後継者不在企業が実名で登壇する希少なイベント ②経営者が自ら事業内容を説明 事業所等を撮影した紹介動画も用いて、経 営者が事業内容を説明 ③双方向型のオンラインイベント オンライン上で後継者不在企業との質疑応答が可能				
主な 参加者	・事業承継での創業に関心がある方(継ぐスタ) ・M&Aでの事業拡大等に関心がある事業者 ・小規模事業者の事業承継を支援する方				
令和7年度 開催地 (時期)	7 月 兵庫県 (7/10)、青森県 (7/14) 9 月 香川県 (9/8)、埼玉県 (9/16) 10月 千葉県、奈良県、佐賀県 11月 福島県、茨城県、岡山県 12月 富山県 1月 徳島県 2 月 石川県、島根県				

# <イベント登壇企業の成約事例>



譲渡側と譲受側

# 【譲渡側】

福井県でアウトレット 品を中心に家具を販 売。後継者不在のため 第三者承継を検討。オ ープンネームイベント に登壇し後継者募集

### 【譲受側】

長野県にて大手家具店 の店長として勤務。 20年以上家具業界に従 事。継ぐスタによる開 業を希望し、事業承継 マッチング支援に登録

- ・譲受側は、公庫ホームページに掲載された譲渡 側の情報を見てマッチングを希望し、日本公庫 が両者を引き合わせ。
- ・両者は、トップ面談を複数回実施後、株式譲渡 契約を締結。
- 譲受側は、移住し令和7年2月営業開始